

入札参加業者各位

さくら市長 人見 健次

建設業者の社会保険等未加入対策について

本市では、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、社会保険等未加入建設業者に対し、社会保険等への加入及び法定福利費の適切な負担を徹底するようお願いしてきたところです。

平成 2 7 ・ 2 8 年度建設工事入札参加資格審査より、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険未加入業者からの申請を受け付けない取り組みにより、元請業者については全て社会保険等加入業者に限定したところですが、本年 4 月からは栃木県の取り組みに準じ、設計金額 1 千万円以上の建設工事については、一次下請の建設業者は社会保険等に加入していることを原則とします。

記

1. 対象工事

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までに入札手続き（入札公告）を開始する設計金額 1 千万円以上の建設工事

2. 取組概要

一次下請けの建設業者について、社会保険等に加入していることを原則とする（ただし、制裁金等の措置は講じない。）。

3. 具体的な取扱い

(1) 一次下請け建設業者の社会保険等加入状況の確認等

発注者は、元請け建設業者から提出された施工体制台帳の写しにより社会保険等加入状況を確認し、未加入の一次下請け建設業者との契約が判明した場合には、元請業者に対して、次回から社会保険等加入業者と契約するよう要請する。

(2) 未加入業者に対する指導等

3 (1) において、元請業者に要請を行った場合、建設担当部局は、必要に応じて未加入業者に対し、社会保険等の加入に係る指導等を行うものとする。

さくら市 総務部
財政課 財産管理係
Tel. 028-681-1122